

新潟市立下山小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

本方針はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条及び新潟市いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年4月1日改定）により、全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめほどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

(1) 設置の目的

本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に講じるために、「いじめ対策委員会」や「教育相談サポート委員会」等による、いじめ防止等の対策のための組織を設置する。

(2) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生活指導主任、当該担任、当該学年主任
教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
※民生児童委員、警察、保護司

※「4（2）重大事態につながる恐れのある事案」に該当する場合の、構成員となる。

(3) 役割内容

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには「校内いじめ対応ミーティング」を開いて、情報の迅速な共有や、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 自律性、社会性の育成
 - ・特別活動・学校行事での目標設定、自己決定、自主的に行動する機会の設定
 - ・関わりを通して、考え合い、分かる授業の実施
 - ・異学年交流を通して、互いに認め合う集団づくり
- ② いじめを題材とした道徳教育の実施（道徳全体計画）
- ③ 人権教育、同和教育の充実（人権教育、同和教育全体計画）
- ④ 児童が主体となったいじめ防止（特別活動全体計画、児童会活動）
- ⑤ 教職員の適切な言動
- ⑥ 教職員の資質向上のための校内研修実施

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 日常の児童への声掛け、見取り
- ② 児童との信頼関係の構築
- ③ 具体的な状況把握のためのアンケートの実施（年3回）

- ④ 複数の教職員によるアンケートの即日チェック
 - ⑤ 教育相談の充実
 - ⑥ 日常的な教職員間の連携・情報交換
 - ⑦ 地域との連携・情報交換
- (3) いじめへの即時対応の取組
- ① 「校内いじめ対応ミーティング」の即時開催
 - ② 市教委への報告（必要ならば電話で速報または状況調査による報告）
 - ③ いじめられている子どもの丁寧な聞き取り・保護
 - ④ いじめをしている子どもの丁寧な聞き取り・指導
 - ⑤ いじめられている子どもの保護者への丁寧な説明・対応
 - ⑥ いじめをしている子どもの保護者への適切な説明・対応
 - ⑦ その他の児童生徒に対する聞き取り・対応
 - ⑧ 全教職員への共通理解
 - ⑨ 記録の保管
 - ・児童アンケートは児童が卒業するまで、調査結果やまとめの資料などは卒業後5年間保存する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日が目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

(2) 重大事態につながる恐れのある事案、または、重大事態につながる恐れのある事案発生時の対応

- 情報を迅速に収集、整理した後、速やかに新潟市教育委員会へ報告を行い、その対応について指導・助言を受ける。
- ア 市教委へ事案の発生を報告する。
 - イ 組織による調査体制を整える。
 - ウ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - エ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - オ 調査結果を新潟市教育委員会に報告する。
 - カ 新潟市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置を講じる。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を丁寧に伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、改善を行う。

「重大事態につながる恐れのある事案」とは、次のようなことをいう。

高レベル

法第28条第1項に揚げる重大事態

校内いじめ対応ミーティング(詳細・経過)【資料8-2】に記入
市教委への電話連絡(速報)・【報告様式15の3】にて報告

- 児童生徒が自殺を企図
- 身体に重大な傷害を負う
- 金品に重大な被害を被る
- 精神性の疾患を発症した
- 相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席

重大事態につながるおそれのあるレベル

校内いじめ対応ミーティング(詳細・経過)【資料8-2】に記入
市教委への電話連絡(速報)・【報告様式15の3】にて報告

- 登校できない状況が1日でもある
- 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている
- 社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻
(自殺念慮、避難児童、差別的な発言、性非行(ズボンおろしを含む)、
集団からのいじめ、保護者が不満を訴える など)

発生後1週間を超えても解消に至らないレベル

校内いじめ対応ミーティング(詳細・経過)【資料8-2】に記入
市教委への電話連絡(速報)・【報告様式15の3】にて報告

- 被害者の気持ちが不安定
- 加害者の行動変容が見られない